

消防計画には、防火管理に必要な教育について定める必要があります。別紙1・別紙2に手引きとして、火災予防上守るべき事項、従業員各自の任務及び責任に関する事項、作業等の安全に関する基本的事項などについて、各事業所の業態に応じたものを記載する。

別紙1

防火・防災の手引き(新入社員用)

[消防計画について]

〇〇ビル(有)〇〇 △△営業所の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

[消火器について]

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

具体的に記載する項目は、①消防用設備等について、②火気管理について、③喫煙管理について、④避難施設の維持管理について、⑤有事の際の対応について、などです。

[屋内消火栓設備について]

- 1 屋内消火栓の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 屋内消火栓の使い方を覚えてください。
使い方は、屋内消火栓箱内の扉内側に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

[自動火災報知設備について]

- 1 受信機の設置場所を覚えてください。
- 2 受信機の表示を覚えてください。
自動火災報知設備が鳴動した場合、受信機に表示されている番号と警戒区域図に記載されている番号を確認して、その区域に異常がないか現場確認します。
火気や異臭などの異常がある場合は、火災の可能性のあるものとして行動します。
- 3 発信機の設置場所及び操作方法を覚えてください。
自分で火災を発見した場合は、発信機を押して自動火災報知設備のベルを鳴動させ、館内に火災を知らせます。

[誘導灯について]

- 1 誘導灯の設置場所を覚えてください。
誘導灯は、主要な避難口や主要な避難口に繋がる出入口等に設置されています。
- 2 誘導灯の視認障害がないか確認してください。
誘導灯の設置場所付近に、視認障害となる物品等を置かないでください。

[火気使用設備器具について]

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

[喫煙について]

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。

[危険物の取扱いについて]

- 1 危険物(シンナー、ベンジン等)を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

[避難施設の維持管理について]

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

[放火防止対策について]

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

[火災時の対応]

1 通報連絡

119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。

防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。

2 消火活動

消火器を使って、消火活動を行います。

3 避難誘導

避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

[地震時の対応]

1 身の安全を図ってください。

蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。

2 火の始末を行ってください。

揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

[その他]

1 厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることのないように、グリスフィルター等は定期的に清掃してください。（厨房がある店舗等の場合）

2 飲酒をしている来店者が多いので、喫煙管理を徹底してください。（アルコールを提供する施設等の場合）

↑
[その他] の項目には、上記以外の項目で事業所の業態に応じた遵守事項等を記載する。

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者 (〇〇〇〇、〇〇〇〇)
- 2 初期消火担当者 (〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇)
- 3 避難誘導担当者 (〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇)
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。(〇〇〇〇)
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。(〇〇〇〇)

具体的に、氏名を記載して担当者や実施者を明確にし、有事の際の行動や点検等を実効性あるものにします。

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

- 1 厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることのないように、グリスフィルター等は定期的に清掃してください。（厨房がある店舗等の場合）
- 2 飲酒をしている来店者が多いので、喫煙管理を徹底してください。（アルコールを提供する施設等の場合）

〔その他〕の項目には、上記以外の項目で事業所の業態に応じた遵守事項等を記載する。